

## **成年後見制度の仕組みと現状（今の課題）**

1. 成年後見制度の全体像を知る  
成年後見制度の歴史と介護保険制度とのかかわり  
成年後見制度の仕組みと基礎知識
2. 成年後見制度利用の現状と利用が伸びない大きな課題
3. 成年後見制度利用促進法と成年後見利用促進基本計画  
に期待できるか

令和5年2月18日(土)  
FP OFFICE きずな  
代表 服部 豊

# 1 - 1 法定後見制度の歴史

## 旧制度は、明治時代に作られた「禁治産制度」

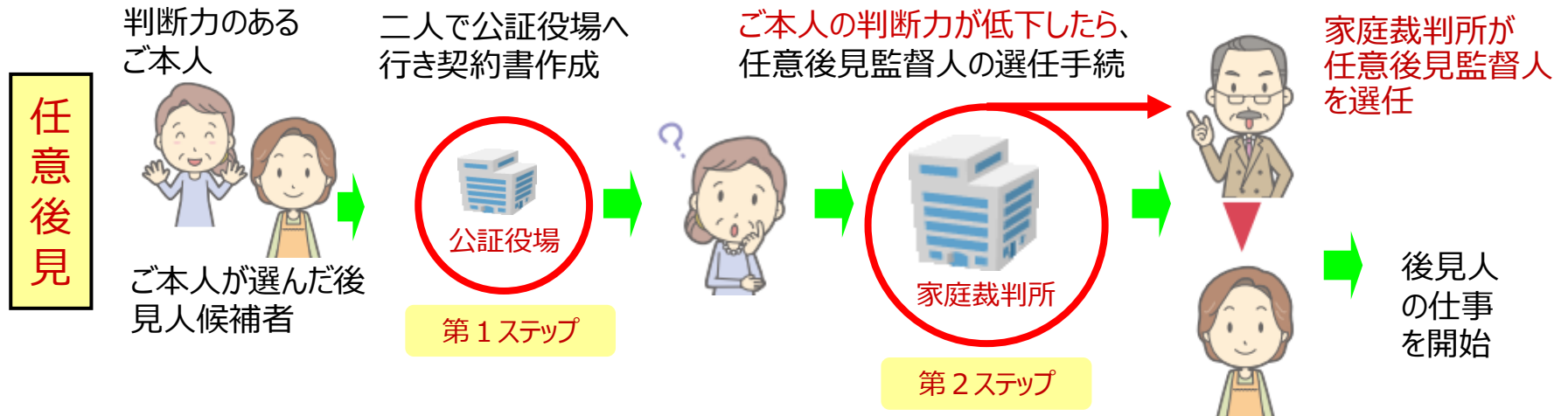
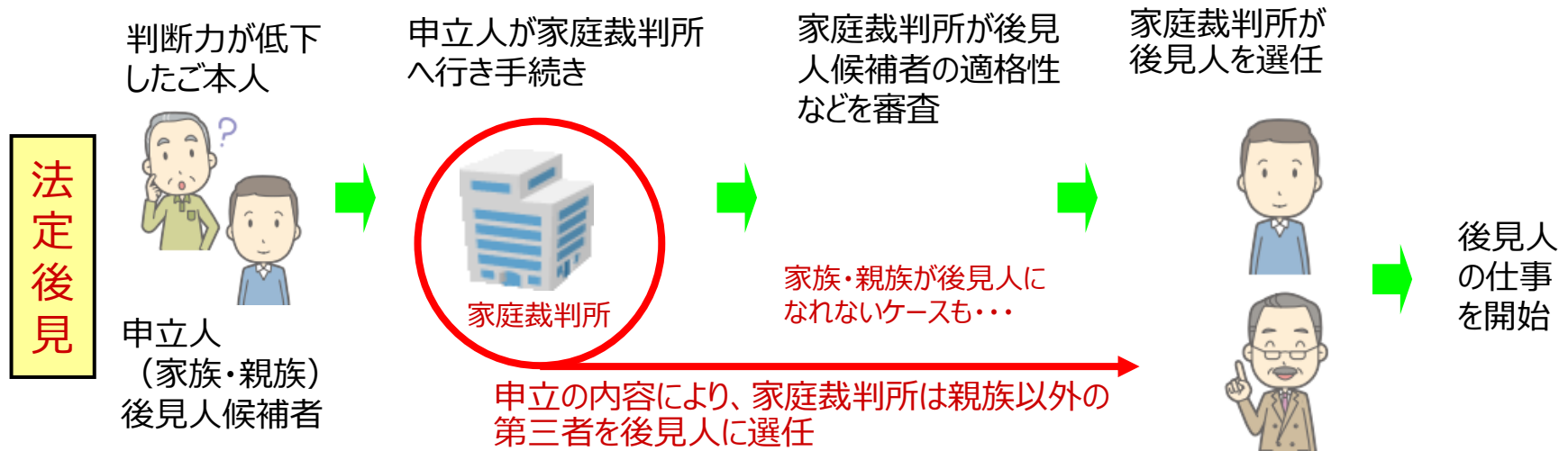
家裁から「自らの財産の管理・処分を禁じる」との宣告を受けた人は「禁治産者」と呼ばれ、戸籍に明記された

本人は「無能力者」の烙印を押され、家にとっては「恥」となるため、制度利用は極めて限定的であった

## 現行の「成年後見制度」は、2000年4月から施行 「介護保険制度」と車の両輪と位置づけられてスタート

- ・ 基本理念は、  
自己決定の尊重、残存能力の活用、  
ご本人の通常の生活を維持（ノーマライゼーション）
- ・ 制度の対象は「認知症」「知的障害」「精神障害」  
などで、判断能力が不十分となった成年者
- ・ 戸籍への記載は廃止、東京法務局への登記に変更

## 1-2 制度利用の仕方



## 1-3 「法定後見」の特徴

法定後見



- すでに、**判断力が低下した人**のための制度
- 家族・親族などが、**家庭裁判所**に申立て（申請手続）
- ご本人の症状により、「**後見・保佐・補助**」の三つに分類
- 後見人等は、家庭裁判所が選任
- 後見人等の権限や責任の範囲は、家庭裁判所が決定
- 後見人等は、行った仕事を家庭裁判所に報告

## 1-4 「任意後見」の特徴

任意後見



- いま、**元気な人**のための制度
- ご本人自身が、**契約**により後見人の候補者を選定
- 後見人の権限や責任、実施条件は契約書に記載
- 契約書（公正証書）は**公証人**の立会いの下で作成
- ご本人の判断力が低下した時、家庭裁判所で  
**任意後見監督人**を選任
- 後見人は、行った仕事を任意後見監督人に報告

# 1-5 制度の利用者・関係者

## 利用者本人とその家族・親族

(以下の疾病・症状・障害などを持つ方々)

認知症 知的障害 統合失調症

高次機能障害 遷延性意識障害

発達障害 うつ病 てんかん

双極性障害 アルコール依存症

## 後見人等の受任者

家族・親族 専門職 NPO法人

市民後見人 社会福祉協議会

## 手続対応

家庭裁判所 公証役場

## 行政関係

市区町村 福祉事務所

地域包括支援センター

障害者地域生活支援センター

## 医療機関

主治医・ものわすれ外来

地域連携室（病院）

## 介護サービス

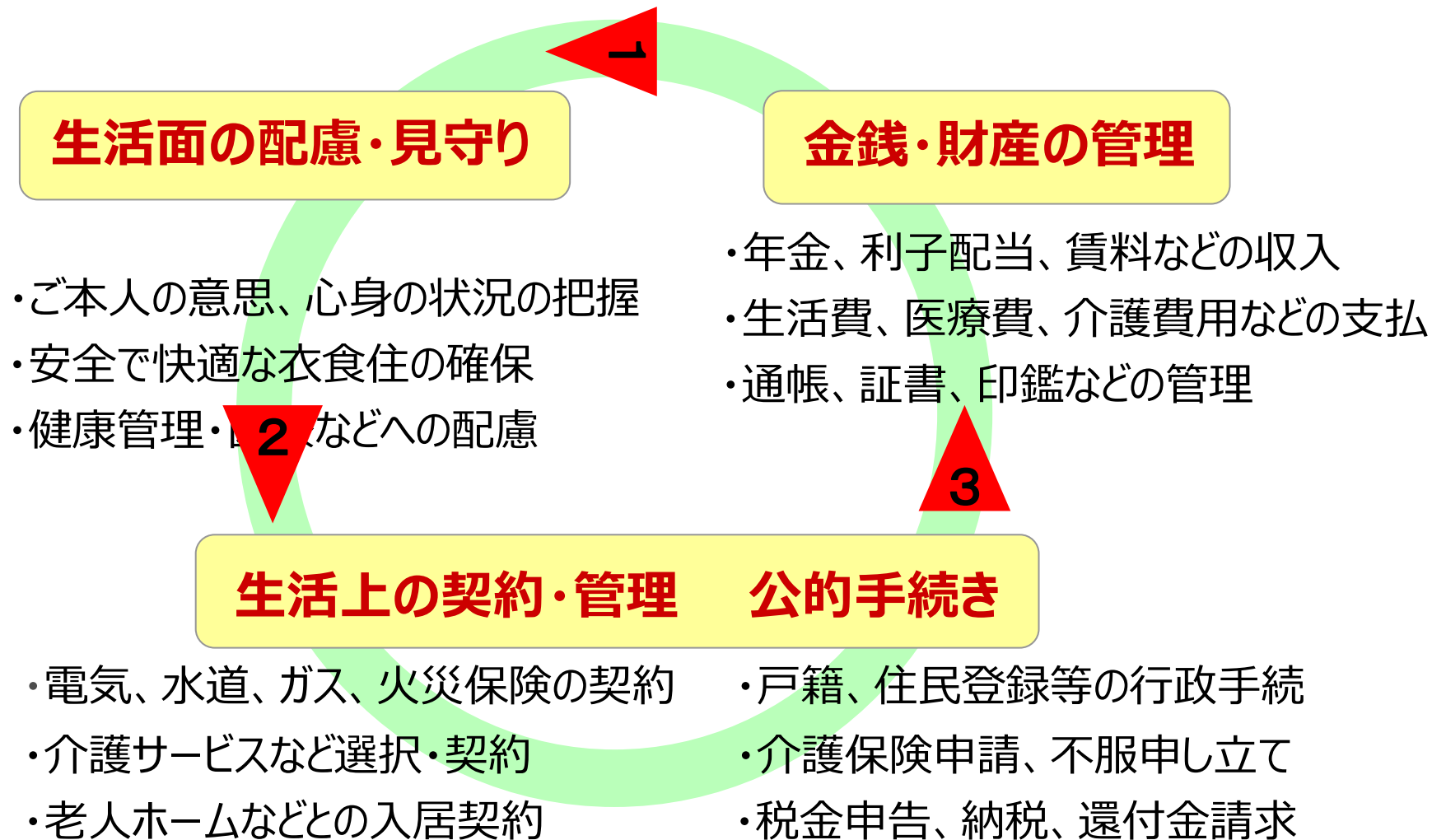
ケアマネジャー 相談支援専門員

介護・障害福祉サービス事業者

## 施設

特養・グループホーム サ高住等

## 1-6 後見人の基本責務



## 2-1 「成年後見制度」利用の現状

### ◎最高裁が全国の利用状況を集計・発表

全国・年間の申立て件数                      約 4 0 , 0 0 0 件

現時点での制度利用者数                      約 2 4 0 , 0 0 0 人

### ◎運用上の傾向

ご本人（利用者）の不利益や制約は大きく改善

家族・親族後見人と第三者後見人の割合は約 2 0 : 8 0

後見人の不正件数・金額は大きく減少

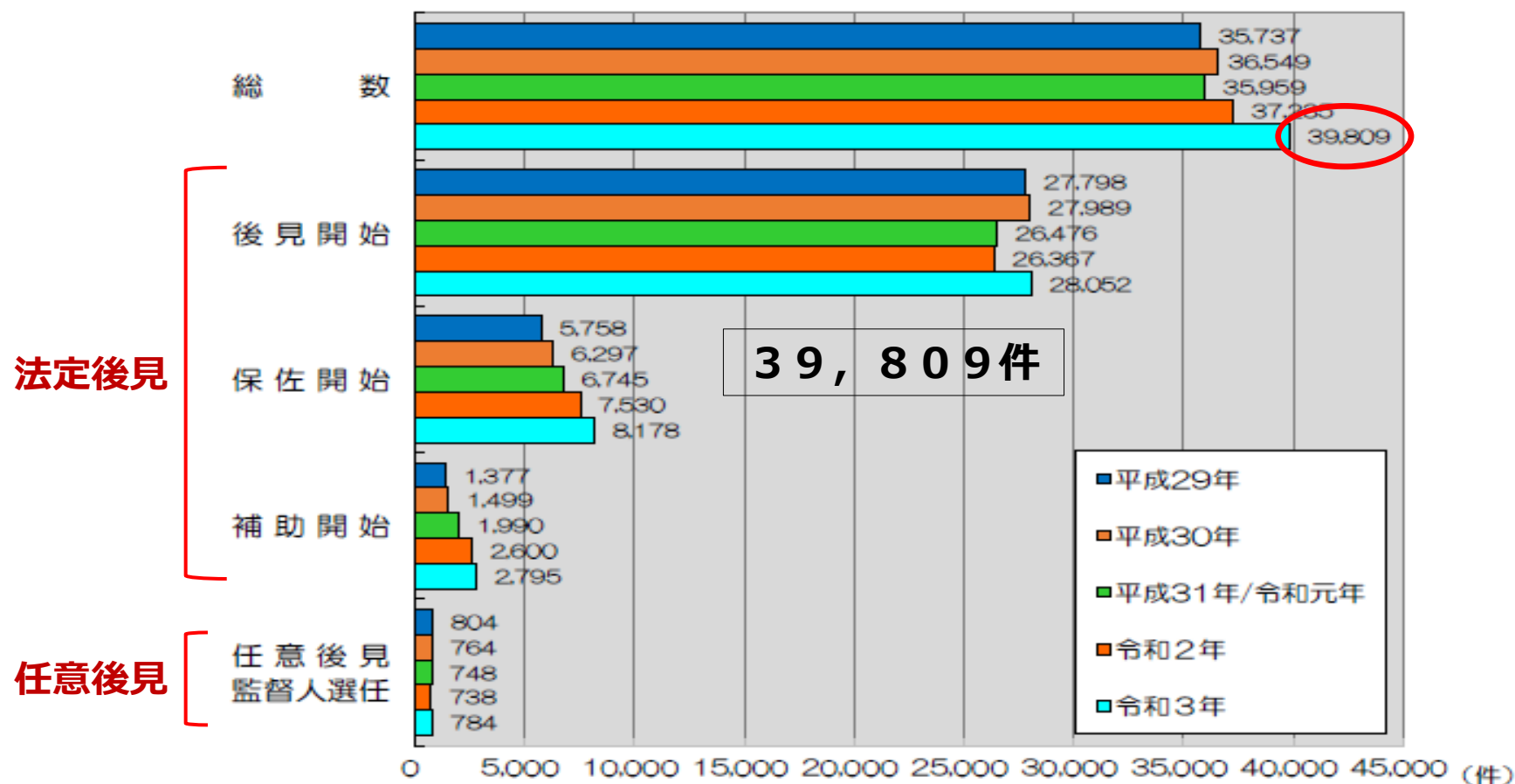
成年後見制度利用促進法が施行（平成 2 8 年）

促進法に基づく計画の成果は極めて限定的



## 2-2 制度利用者数の推移

(資料1) 過去5年における申立件数の推移

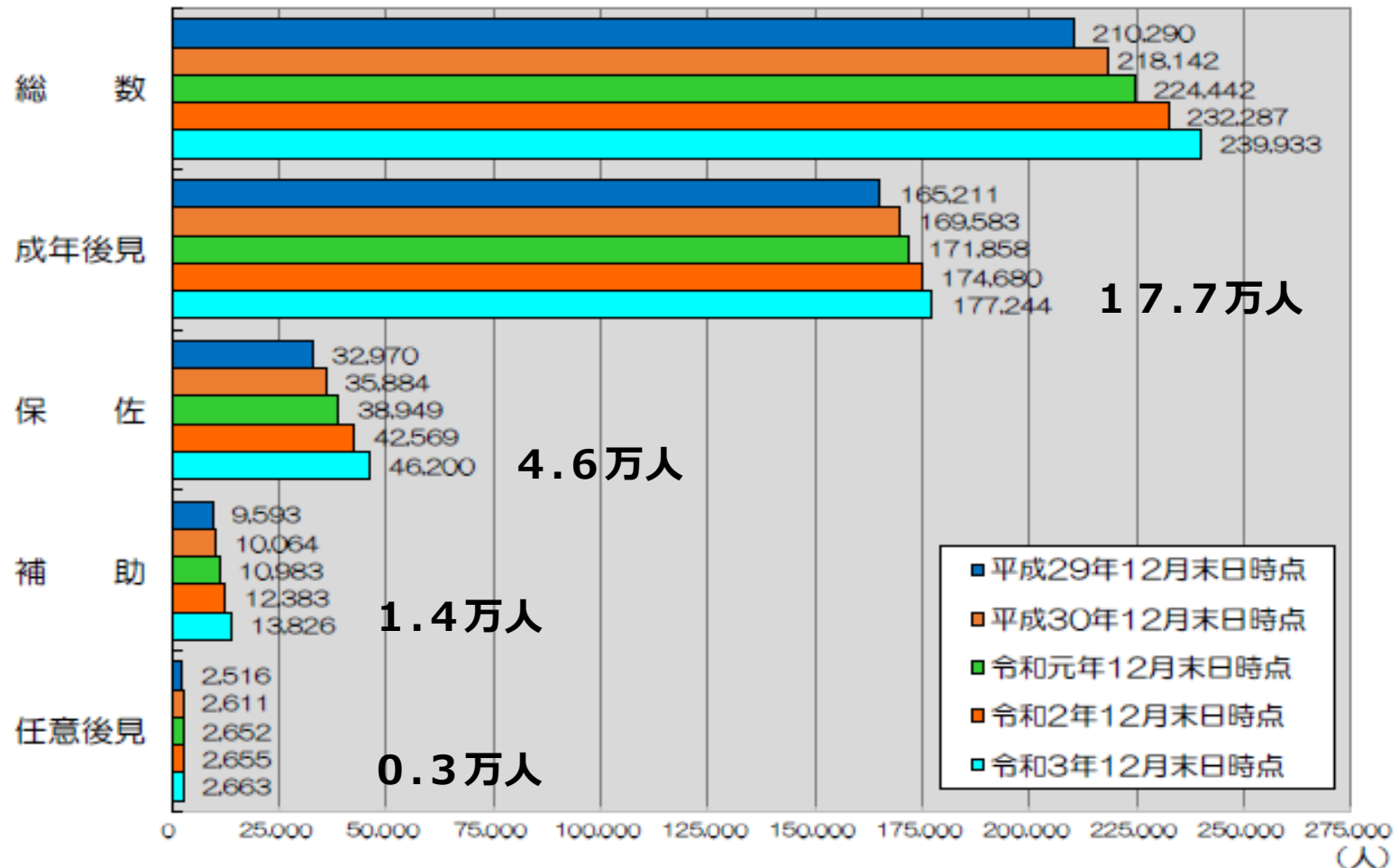


(注) 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

## 2-3 制度利用者数（累計）の推移

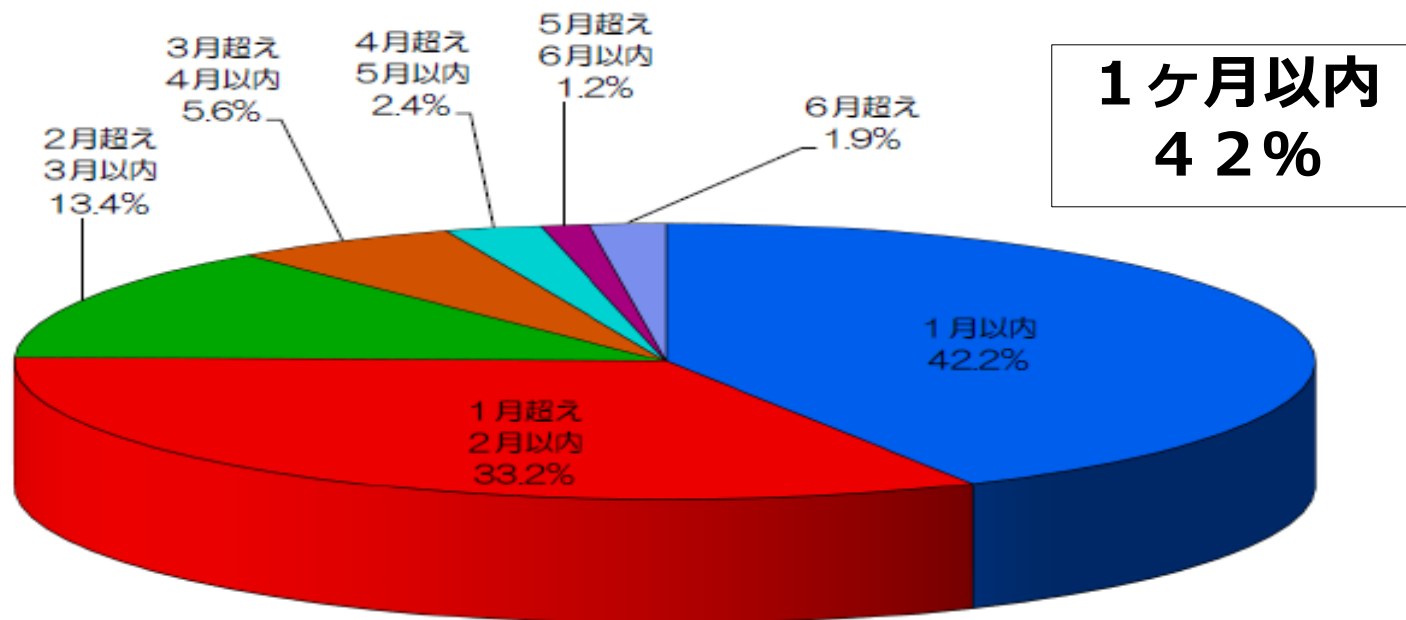
（資料 1 1） 成年後見制度の利用者数の推移

総数 24.0万人



## 2-4 申立てから審判までの期間

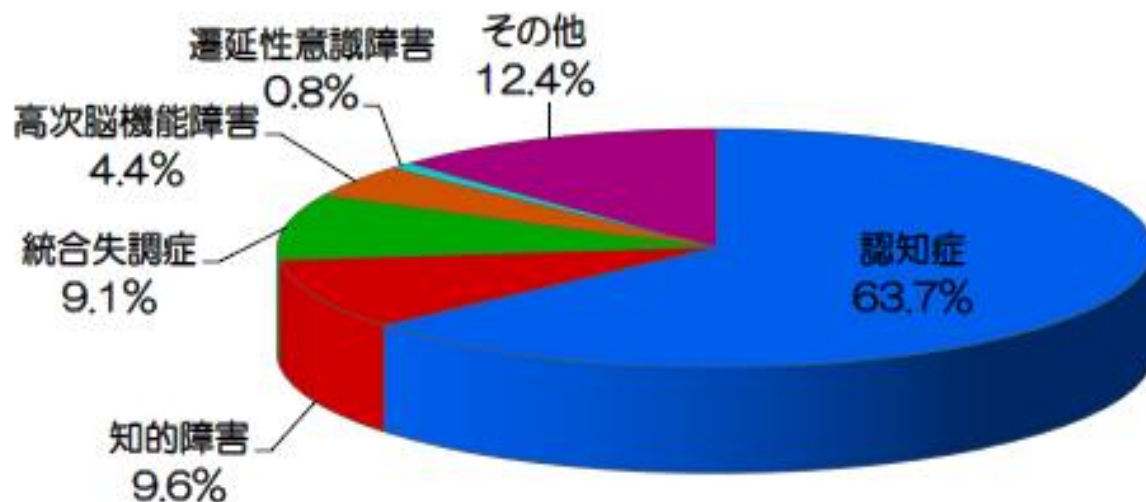
(資料3) 審理期間別の割合



## 2-5 後見等開始 原因別割合

(参考資料) 開始原因別割合

- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約63.7%を占め、次いで知的障害が約9.6%、統合失調症が約9.1%の順となっている。



## 2-6 申立ての動機

(資料7) 主な申立ての動機別件数・割合

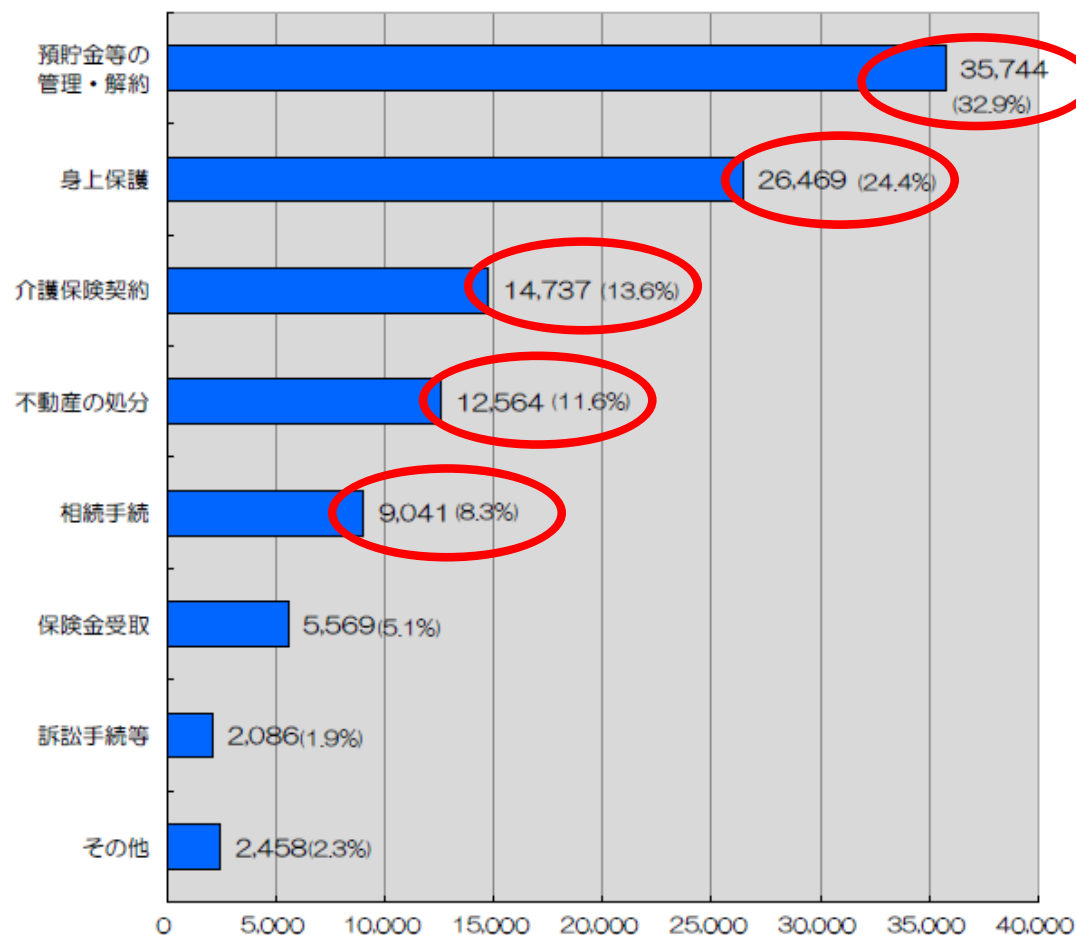
預金等の  
管理・解約

身上監護

介護保険契約

不動産の処分

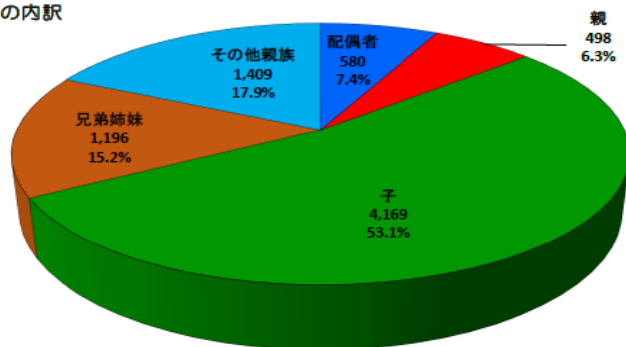
相続手続き



## 2-7 成年後見人と本人との関係

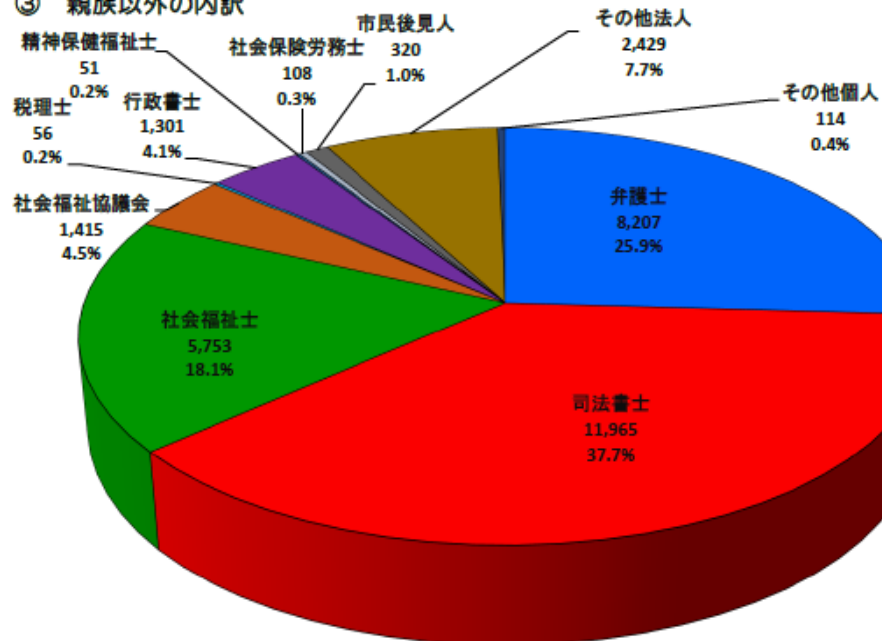
### 親族の内訳

② 親族の内訳



### 親族以外の内訳

③ 親族以外の内訳



## 2-8 気になる「法定後見」の傾向

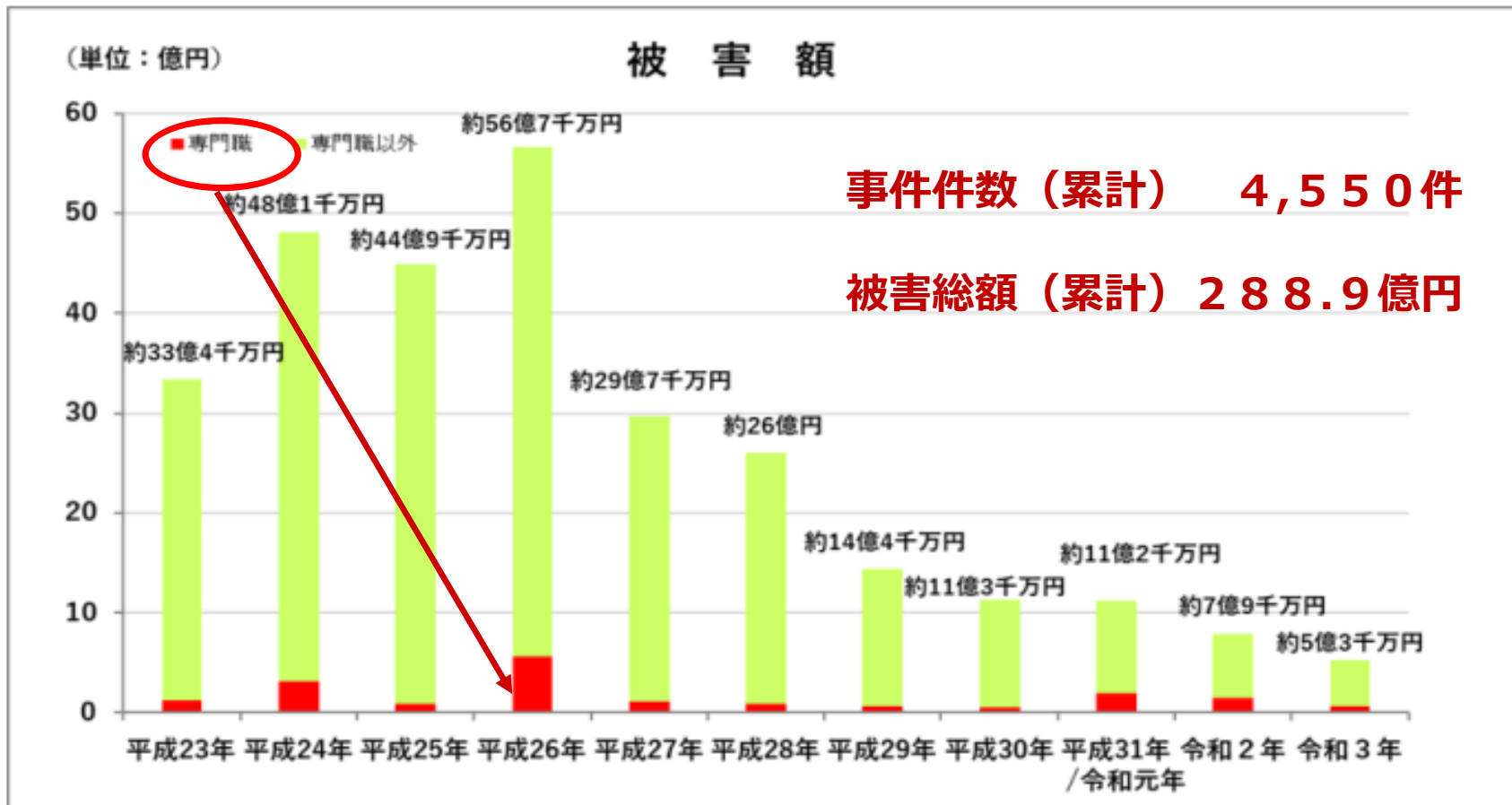
**20% VS 80%**

**親族後見人 VS 第三者後見人**

- 家族・親族が後見人になれない？
- 後見人は専門職へ？
- 後見人が付いて生活は窮屈に？

**背景には、後見人の不正が！！**

## 2-9 後見人等による不正事件





## 2-10 後見人選任の基本ルール

- 「法定後見」は、家庭裁判所が後見人を選任
- 「任意後見」は、ご本人が選び契約で決定
- 家族・親族の中でしっかりした人を候補者に

 **後見人には、特別な資格は必要とされない。**

- 司法書士・社会福祉士・NPO法人等の第三者も
- 複数後見人という選択（家族と第三者）

# 3-1 成年後見制度利用促進法

平成28年4月8日 成立

## 趣旨

国と地方自治体の責務を明確化し、制度利用を推進

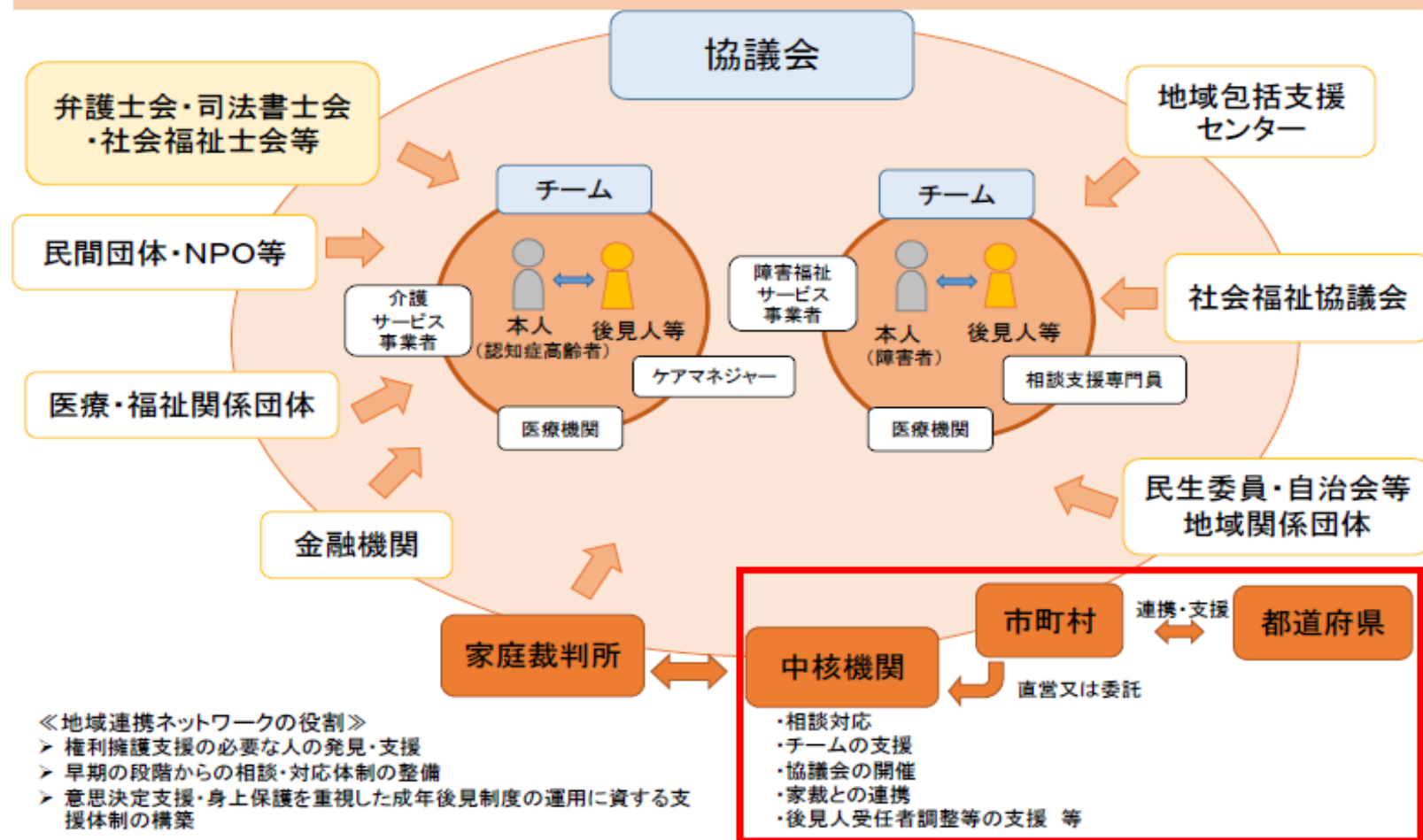
## 具体的対応

- ・成年後見制度利用促進会議を設置
- ・利用促進のための財政上、法制上の措置
- ・国民への制度周知
- ・任意後見制度の利用促進施策実施
- ・成年後見人等の育成
- ・成年後見等実施機関の支援

## 3-2 厚労省の制度利用促進プラン

### 地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



## 3-3 現状の問題点と課題

1. 成年後見制度利用のニーズは一層拡大へ  
(独居高齢者の増加 障害者と親の高齢化)
2. 家族・親族は減少、第三者後見人の時代に  
(第三者の後見人は80%から更に拡大か?)
3. 後見人の不正防止策強化が必要  
(後見支援信託・後見支援預金の利用促進)
4. 医療・介護機関、地域、後見人で支える仕組みへ  
(ご本人⇔後見人の関係から地域ネットワークへ)

**「成年後見制度利用促進法」に期待！**      **・・・は、絶望的？**

厚労省は第二期基本計画をスタート(2022年～2026年)

## 3-4 使い勝手が悪く不人気な仕組み改革

1. 一度、後見人等が付くと、ご本人が亡くなるまで続く。
2. 親族が後見人候補で申立てしても、金融資産が多いと、選ばれない。  
(弁護士、司法書士に決まる)
3. ご本人の金融資産額で、後見人と後見報酬が決まる。
4. 家庭裁判所は、市民後見人に期待していない。
5. 弁護士は、財産管理しかやらない人が多いが、それでも、満額の後見報酬を貰える。
6. 重大な法律行為として、不動産売却、相続の解決が後見人等申立ての動機の場合、弁護士が指名され、更に基本報酬の最大1.5倍加算される。

皆 様

ご清聴ありがとう

ございました